

緊急事態宣言による5月の活動について

日頃よりリガーレをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

政府より緊急事態宣言が全国的に発出され、不要不急の外出や人との接触などの自粛要請があり、その後5月25日に全面解除となりました。

今回の緊急事態宣言の発令中における会員の皆さまの活動が、本来の活動と比べ十分に行えていないことを鑑み、活動期間に関し下記内容にて対応することとなりました。

【対応内容】

令和2年5月の活動に限り免除対象（特別休会）とし活動会費の請求及び消化を致しません。それに伴い本来1年間の活動期間を1ヶ月延長とし、契約最終月の翌月に充当させて頂きます。

【特別休会のお取り扱い】

- ・免除月：5月
- ・対象者：5月活動会員
- ・活動期間：1ヶ月延長

※6月以降活動されている会員の方に限ります。

当社ではお客様と従業員の安心・安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止対策を行いながらサービスの提供をして参りました。また今後も引き続き安心・安全に考慮したサービスを提供して参りたいと思っております。

ご不明な点等ございましたらご担当までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

令和2年6月10日

〒550-0005

大阪府大阪市西区西本町1-10-7

第二新松岡ビル4階

リガーレ合同会社